平成25年度大磯町教育委員会第1回定例会会議録

1. 日 時 平成25年4月17日 (水) 開会時間 午前9時00分 閉会時間 午前11時00分

2. 場 所 大磯町役場 4階 第1会議室

3. 出席者 曽根田 眞 二 委員長

青 山 啓 子 委員長職務代理者

竹 内 清 委員

中 野 泉 委員

依 田 勝 也 教育長

福 島 伸 芳 教育部長

岩 本 清 嗣 学校教育課長

小 島 昇 学校教育課副課長

瀬 戸 克 彦 子育て支援課長

佐 川 和 裕 生涯学習課長

角 田 孝 志 生涯学習課図書館長

國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長

谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長

- 4. 傍聴者 1名
- 5. 前回会議録等の承認
- 6. 教育長報告
- 7. 付議事項

付議事項第1号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

8. 報告事項

報告事項第1号 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針

について

報告事項第2号 平成24年度大磯町立中学校の生徒進路状況について

報告事項第3号 平成25年度学級編制及び教職員の配置状況について

報告事項第4号 大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書について

9. その他

(開 会)

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、3月定例会が開催されました平成25年3月25日から本日まで の教育委員会諸行事等について報告させていただきます。3月26日、第6回 大磯町立中学校給食に関する懇話会をもって終了し、検討結果がまとまりま した。後ほど事務局より報告いたします。3月29日、辞令交付式を行い、教 職員7名、町職員3名が退職されました。同日、湘南地域青少年指導員連絡 協議会が開催され、青少年指導員連絡協議会長が出席されました。3月31日、 第56回大磯西行祭が鴫立庵で開催され、大磯町立の小中学生が俳句の部で8 名、短歌の部で6名入選いたしました。4月1日、辞令交付式を行い、新採 用教員 10 名を含む 52 名の職員等に辞令を交付いたしました。教育委員の皆 様には、両日ともご出席いただきありがとうございました。4月5日、町立 小学校、中学校、分校におきまして入学式が開催され、4月6日には国府保 育園、4月8日・9日には町立幼稚園3園の入園式が開催されました。今年 度の幼稚園、保育園、小・中学校の入園、入学状況等の詳細につきましては、 後ほど事務局よりご報告いたします。 4月 10 日、神奈川県市町村教育委員連 合会総会が横須賀市の横須賀美術館で開催され、委員長に出席をいただきま した。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予 定につきましては、執行予定表をご参照ください。以上でございます。

付議事項第1号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

説明資料の1ページをご覧ください。臨時休館の目的といたしまし 郷土資料館長) ては、大磯町郷土資料館所蔵資料の劣化を防ぎ、殺虫・殺卵・殺菌を目的と して燻蒸作業を実施するため、平成25年7月3日から7月7日まで臨時に休 館日を設定することについて大磯町教育委員会の承認を求めるものでござい ます。 燻蒸作業の概要についてご説明いたします。説明資料の2ページを ご覧ください。作業の目的といたしましては、収蔵資料の保存のため、燻蒸 を行なうものでございます。 燻蒸物件としまして、郷土資料館本館1階の第 1 収蔵庫、地下の第2収蔵庫、特別収蔵庫、第3収蔵庫および、別棟の東蔵 の計5箇所で合計 2,497 m²を対象といたします。業務委託につきましては、 入札において業務委託先を決定いたします。契約期間は契約締結の日から、 平成25年9月10日までといたしますが、燻蒸作業は平成25年7月1日から 7月7日までの間に行なうこととします。契約期間が9月までとなっており ますのは、燻蒸作業終了後に虫卵等の培養実験を行なう確認作業に1箇月ほ ど要するためでございます。燻蒸方法はガス注入による密閉燻蒸法により行 ないます。作業工程は資料5の欄に記載しております工程を予定しておりま

す。7月1日は月曜日、2日は館内整理日のため定休日でございますので、本日ご審議いただく臨時休館につきましては、7月3日から7日までが対象となります。なお、広報等においては、7月1日月曜日から8日月曜日までが燻蒸のため休館と周知する予定でございます。燻蒸に使用する薬剤につきましては、酸化エチレンと代替フロンの混合ガス、商品名エキヒュームSという薬剤を用いますが、安全確保のため郷土資料館敷地全域を、立入禁止区域といたします。以上でございます。

質疑応答)

- 竹内委員) 燻蒸作業は、何年かに一度行っているようですが、そのスパンと、作業 工程の中でガスを注入して、ガス抜きを行うということでしたが、ガス抜き の部分を具体的にどのようにされるのか、よくわからないので、ガスが漏れ てしまうことなどはないのか、安全面を教えてほしい。
- 郷土資料館長) 燻蒸作業実施の間隔ですが、今回は、3年ぶりの作業ですが、以前は、隔年で実施していました。隔年で実施していた年が、御船祭の船山車の搬出搬入の年と重なっていましたので、同じ年度内に臨時休館を多く設定しなければなりませんし、作業手順などの関係もあり、船山車の搬出搬入と燻蒸を実施する年をずらした経過がございます。今回は調整のため、3年ぶりとなります。ガスの注入、ガス抜きですが、作業工程にありますように、ガスを注入し、密閉して24時間置き、排出するというのが基本的な手順ですが、ガスの排出の際には、基本的に活性炭などに吸着させてガスを処理する形ですので、大気中へのガスの放出はありませんが、念のため、区域内は全域立入禁止区域とするということです。
- 竹内委員) 郷土資料館の収蔵資料の燻蒸ということはわかりました。小、中学校に 動物の剥製が何体かありますが、そういった物はどうしていますか。
 - 郷土資料館長) 毎回、燻蒸の際には、小、中学校へ声掛けをさせていただいて、実際、過去にも搬入をして剥製の燻蒸を行なった実績がありますので、今回も同様に声掛けをさせていただいて希望があれば、一緒に燻蒸をする形にしたいと思います。
 - 青山委員) 7番のその他の安全確保のために立入禁止区域にするということですが、 具体的にはどのようにされて、公園に来られる方に周知するのですか。
- 郷土資料館長) 実際の作業ということですが、燻蒸作業のため資料館は休館であることは、公園内に告知の看板を出します。敷地内の立入禁止につきましては、ロープやネット等を使って、敷地内に立入が出来ないようにします。なおかつ、ガスの注排作業では、委託業者が24時間常駐した形で行いますので、無人のところに外部者が立ち入るということがないように進めます。
- 委員長) 先ほど、回答いただいた燻蒸のスパンですが、そういった事情があることは 理解しました。例えば、今まで隔年で実施していたのですが、燻蒸で文化財 を保存する許容範囲のスパンは3年でも大丈夫なのですか。聞いたところで は、予算の関係もあったと聞きましたが、町の文化財を保存する上で、3年 でよいのか、それとも2年がよいのか、その辺はどうですか。
- 郷土資料館長) スパンにつきましては、3年では絶対にいけないということではあ

りません。収蔵資料が置かれている環境によって、虫、カビの影響はさまざまです。基本的にあまり間隔が空かないほうが望ましいと思いますが、燻蒸期間が空いている間は、日常的な湿度管理や温度管理環境といったものによって、資料の保全をはかるということで対応していますので、一概に何年であると良くて、何年だといけないと言うようなことはありません。資料の状態を見ながら判断していきたいと思っています。

- 委員長) 2年、3年では、特段の影響はないと考えていますが、聞きたかったのは、 日常の湿度管理や保存の環境について、どのように考えているのか、日常の 管理が大事だと思っていますので、現状について、ベストな方法などどう思 われていますか。
- 郷土資料館長) 日常の管理ということですが、大きなところでは、カビの対策ということで、具体的に湿度管理が一番重要です。その湿度管理を毎日行っていくことで、かなりのレベルで資料の保全が図られるのではないかと感じています。
 - 委員長) 湿度管理をする上で、不足していると思いますか。不足しているのであれば、予算要求すべきですので、今まで、湿度管理のために予算要求したような覚えがありませんが、文化財の管理では湿度管理が重要ポイントですので、その辺で、不足しているものがあれば、来年度の予算要求に向けて何か考えていますか。
- 郷土資料館長) 湿度管理につきましては、開館当初より設置されています除湿機で、 基本的には管理しています。実際には、湿度が低すぎて加湿しなければなら ないということは、あまりありませんので、除湿するということが湿度管理 で大きな内容になってきます。これにつきましては、既存の設備で対応が出 来ています。その湿度を計測する機器を含めて、今後何か不具合が生じた場 合は、予算措置で修繕していかなければならないと思いますが、現在の既存 の設備で対応している状況です。
- 委員長) わかりました。もう1点、これは参考ですが、議案として付議することに 異論はないです。今あった大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施 行規則の第4条第2項で求めれば問題ないのだけど、基本的にこの休館の扱 いについては、ここを根拠として承認を求めて付議しているということで、 例えば大磯町教育委員会教育長事務委任規則の第2項の付議事項を見ました が、そこには当てはまりませんが、この施行規則に基づいて付議するという 理解でよろしいのですね。
- 郷土資料館長) そのとおりでございます。
 - 委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第1号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。
 - 各委員) 異議なし。
- 委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第1号大磯町郷土資料館の臨時 休館については原案どおり承認をいたします。

報告事項第 1 号 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針について

学校教育副課長) 大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針につ いてご報告申し上げます。このことにつきましては、昨年度第 12 回定例会に おいてご協議をいただきました。その際に、平成24年度全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果が出ましたので、子どもの現状の欄を書き換え、再度、 案を示すということで協議がまとめられていました。その後、事務局で確認 をしましたところ、平成24年度の調査は小学校、中学校ともに1校ずつの抽 出調査であり、標本数も少なかったため、平成24年度へのデータの書き換え は取りやめにするということで、委員の皆様にご理解をいただき、本日は報 告事項としての扱いとさせていただいています。したがいまして、ここでは 前回のご協議を受けて修正しました部分の説明をいたします。1ページ2の 第2段落は、大磯町の動きとして強調するために前の段落から独立させて新 しい段落とし、接続詞をなお、から、また、に修正しました。 4ページ4の 1、2行目、健康・体力の推進を健康・体力づくりの推進に改めました。続 きまして、最後につけてあります全体図の中、右端、家庭の枠中、縦書きの 部分の中央ですが、テレビ視聴時間としていたものを、子どもたちの生活習 慣の乱れにつながるのはテレビ以外にもあるという捉えからテレビ、ゲーム、 携帯端末等の占有時間といたしました。なお、図の表題部分に案の文字が残 ってしまっていますので、削除をお願いいたします。申し訳ありませんでし た。事務局といたしましては、この取組指針を先生方にご理解いただき、各 学校・園でそれぞれ特色ある実践が展開されること、そして子どもの体力向 上に結び付けていくことが、この指針を策定しました目的であると考えてい ます。平成25年度は初年度になりますので、学校長等の経営者会議、教頭会、 教育研究所の体育部会等で説明をし、まずは周知に努めてまいります。また、 学校・園の取組の状況を報告、PR してまいります。報告は以上です。

質疑応答)

竹内委員) これを各学校で咀嚼しながら、自分の学校の教育課程に取り込んでいく ような話をされていましたが、今日報告されましたので、これからこれが、 動きだすということになるのですか。

学校教育副課長) はい、そのとおりです。

竹内委員) 25年度の新年度がスタートしたので、今月中には、学校、園等の25年度の 具体的な教育方針が決まっていくのではないかと思うので、年度当初の先生 方の会議に間に合うかどうかと言うことがありますが、せっかく作ったので、 出来るだけ単年度の中で、いくつかでも取り入れられるものについては是非、 取り入れて、子どもの体力向上に充実させていってほしい。機会あるごとに 言ってもらわないと学校はもらったからそれでいいとなってしまわないよう に、最初のうちは熱いものがあってもそれが、だんだん逸れていってしまい がちなので、学校の体力向上については、人としてのベーシックな部分なの で、せっかく指針をつくったので、体力向上に向けての取組みを継続的にお 願いしたい。

青山委員) 最後の全体図ですが、これは、地域、社会、家庭の役割についてもかか

れていますが、家庭や地域などにも全体図を周知していくのでしょうか。または、各学校や幼稚園などでこれを見て働きかけていく手法なのでしょうか。学校教育副課長) 基本的にこの取組指針については、学校教育におけるというところで今回絞っていますので、学校や幼稚園、保育園の取組みの参考にしていただくということで考えています。ただ、どうしても、地域、社会、家庭の協力も必要なことですので、まずはこのような取組指針を策定したということをホームページで周知していきたいと考えています。

- 委員長) さきほど、数字についての説明がありましたが、説明のとおりです。当初 最新のデータにしましょうとしていましたが、サンプル抽出だけでしたので、 適当でないとのことで、現行の数字でいくことで全員了解しています。それ から、せっかく指針を作りましたので、事務局としては、どのようにフォローしていきますか。今年度の教育委員会の基本方針の中の学校教育課の取り 組みとして、重点施策に入っていますが、当然、年度末に向けて自己反省など出てくると思います。例えば上期、下期で中間的な状況をフォローすると か、学校における通常の体力向上に向けた学科もありますが、特に特異的に 実施した事柄について報告をもらうなど頭に入れておいてほしい。
 - 学校教育副課長) 先ほども申し上げましたが、まずは、この内容を一人ひとりの先生方に理解していただくところに力を入れて行きたいと思っております。その中で、そのことに1年を掛けるわけではありませんので、それぞれの学校、園で取組めることは、順次実践をしていただこうと考えていますので、事務局としましては、この取組指針を策定した初年度になりますので、特に学校の取り組み状況につきましては、把握をしまして、報告する機会を作って行きたいと思っています。

委員長)では、よろしくお願いします。

報告事項第2号 平成24年度大磯町立中学校の生徒進路状況について

学校教育副課長) 平成 24 年度大磯町立中学校の生徒進路状況についてご報告申し 上げます。資料をご覧ください。まず、大磯、国府及び生沢分校の中学3年 生 255 名の進路先の状況ですが、1の表のとおり 255 名中 252 名が進学して おります。高い進学率は変わらず、平成24年度も約99%となっています。進 学しなかった生徒は3名で、そのうち1名は家事手伝い、1名が就職、1名 が未定となっています。次に2をご覧ください。全日制高等学校への進学の 公立と私立の割合は、公立高校への進学率が70.5%、私立高校への進学率が 29.5%であり、平成23年度に若干私立進学率が高くなりましたが、平成24 年度は21年度・22年度並に戻っております。次に、3の全日制進学における 入試選抜別合格者状況についてご説明いたします。まず入試制度の改革によ り、これまで前期選抜と後期選抜の2本立てで行われてきました選抜が、全 課程同日程の共通選抜となりましたので、こちらの表も公立の前期選抜と後 期選抜の別はなくなっています。公立の普通科の割合が少しずつ低くなって おります。最後に、旧平塚学区とそれ以外での進学状況について、4をご覧 ください。121 名の公立高校全日制普通科進学者の中で 68 名が旧平塚学区以 外へ進学しております。これは全体の約 56%で昨年度とほぼ同様の割合とな

っております。以上でございます。

質疑応答)

- 竹内委員) 未定の1名とありますが、4月1日現在ですので、既に4月半ば過ぎていますから、この1名の生徒は、その後どういう進路に進んだのか、確認していますか。
- 学校教育副課長) この1名のお子さんにつきましては、生沢分校の中学校を卒業したお子さんで、現在施設に残りまして、就職を目指して準備を進めているということで把握しています。
- 竹内委員) そうしますと、進学を希望していて進学ができなかった子どもは、いな いという判断でよろしいですか。
- 学校教育副課長) はい、そのように把握しています。
- 竹内委員) 選抜制度がここで変わりまして、子ども達、学校、かなり不安な部分が あったと思いますが、今の説明ですと例年並みだということでした。選抜制 度が変わったことについての具体的な進路指導への影響がどの程度あったの かということが分かれば教えていただきたい。
- 学校教育副課長) 進路指導にあたって、学校で、困ったことや混乱をしたという報告は受けていません。また、結果としては、数字として全体の状況は変わっていません。ただ、個々のお子さんについて、どういう不安を抱えられてこの選抜に向けて準備をしてきていたのかということは、事務局ではそこまでは把握できておりません。
- 竹内委員) いずれにしても、平成25年度の選抜に向けて、是非24年度の変わった部分で、いろいろな対応を学校がしてきたと思いますので、そういうところを生かして進路指導に取組んでほしいと思います。
- 委員長) 重複しますが、できれば、是非、困った生徒もいたと思いますので、そういった意見を吸い上げて、事務局と我々も含めて情報を共有して、今年度の受験に向けて、そこを補正、見直していくような指導を具体的に進めていってほしい。なければいいですが、あるようでしたら、より良くするために生徒への混乱を避け、より安心させるための材料として事務局でフォローしていってもらいたい。
- 学校教育副課長) 学校から情報収集しまして対応していきたいと思います。
- 中野委員) 塾に行かれているお子さんは、そこからも情報を得られますが、塾に行かせないあるいは、行かれないお子さんのご家庭については、非常に学校が頼りになると思います。その辺を踏まえて今年度に向けて、是非、学校のほうでもこの経験を活かすような仕組みづくりや対応を考えていってほしいと思います。
- 竹内委員) 先ほど、選抜制度が変わったことのために、子どもたちにとっては、受験の機会が1回減ったともいえるわけです。公立を受験する場合には、前期、後期、推薦、一般受験といろんな変遷があったが、私学と併願をする生徒が、受験制度が変わったために増えたのかどうかなど、わかれば今日でなくてよいので、別の機会に教えてください。親の経済的負担のことや、子どもたちの受けるプレッシャー。今までは、受けようとすれば、公立も2回受験することができたが、それが1回になってしまった。その辺がわかれば、後日教

えてください。

学校教育副課長) 本日は、生徒の進路状況についてということで、その辺の実際の 公立の選抜を受け、私学の併願をしていたのかということがわかっておりま せんので、情報収集をして対応していきたいと思います。

委員長) そこを踏まえて報告してほしかったと思います。

中野委員) 不安を抱えているご家庭が多く、私学を併願したという話も多く聞きます。結局、入学金を捨てるような形になったご家庭も少なくないと聞いております。この辺は、是非知りたい情報なのでお知らせください。

報告事項第3号 平成25年度学級編制及び教職員の配置状況について

学校教育課長) 平成 25 年度の学級編成及び教職員の配置状況について、ご説明い たします。まず、1ページの小・中学校についてです。平成25年4月5日現 在、児童、生徒数・普通学級数の前年度比較の表をご覧ください。はじめに、 小学校でございますが、大磯小学校では、児童数は前年度より 46 名の減でご ざいます。小学校1年生は、35人以下学級編制になっております。今年度2 年生については、法改正はなされなかったものの、少人数学級の研究によって、 昨年度に引き続き、35 人以下学級が実現しております。学級数では、1年生 と6年生でそれぞれ1学級ずつの減で、合計2学級の減となっております。次 に国府小学校では、児童数は昨年度より 42 名の減でございます。5年生が1 学級の増、6年生が1学級の減となり、合計は増減がありません。なお、3年 生は 119 人ですので、標準学級が 40 人のため 3 クラスでよいことになります。 しかし少人数学級研究を実施しますので4クラス編制となっています。国府小 学校分校は、6年生のみ1名で前年度から1名減、学級数は1で、増減はあり ません。続いて中学校についてです、大磯中学校は、生徒数は2名の増で、学 級数の増減はありません。国府中学校につきましては、生徒数は前年度より 27 名の増ですが、学級数の増減はありません。また、国府中学校分校は、生 徒数は合計で6名の増で、学級数の増減はありません。次に特別支援学級の児 童生徒数でございますが、小・中学校合計で43名、前年度より1名の増、学 級数は 11 で1減となっております。つづいて、一つ飛びまして3ページをご 覧ください。教職員の配置につきましては、児童・生徒数に応じて学級数が決 まり、その学級数に応じて規定の教職員が配置されます。また、規定外として、 それぞれの学校に数名の教職員が配置され、表のような教職員数になっており ます。たとえば、少人数学級の研究で多く教員が配置されたり、特別支援学級 の場合、児童生徒の人数によって担当教員が多く配置されたり、養護教諭は、 児童数が多い学校に多く配置されたり、ということがあります。表のように、 教職員数は、小学校では合計86名、中学校では70名でございます。以上です。

子育て支援課長) 引き続き、平成 25 年度町立幼稚園・保育園園児数及び職員数の 状況につきまして報告させていただきます。まず、幼稚園ですが、大磯幼稚園 の園児数は、平成 24 年度が 148 名、平成 25 年度が 167 名で 19 名の増となっ ております。クラス数は、園児数の増に合わせて、年少クラス数が1クラス増 となり、合計で7クラスとなりました。職員数は、園長1名、教頭1名、一般 教諭7名でうち2名が臨任教諭となっており、その他に園務整備員1名と教育 支援員5名の計15名の体制となっております。次に、国府幼稚園の園児数は、 平成24年度が81名、平成25年度は80名で1名減となっております。クラ ス数は、変更なく年少クラスが2クラスで、年中及び年長クラスは各1クラス で、合計で4クラスとなっております。職員の配置は、園長が大磯幼稚園との 兼務で1名、教頭1名、一般教諭4名、うち2名が臨任教諭です。その他に園 務整備員1名、教育支援員3名で、計9名体制となっております。次に、たか とり幼稚園の園児数は、平成 24 年度が 128 名で、平成 25 年度は、126 名で 2 名減となっております。クラス数は、年少、年中、年長ともに2クラスで、合 計6クラスで昨年と同じです。職員数は、園長が1名、教頭が1名、一般教諭 が5名でうち1名が臨任教諭となっており、その他に園務整備員1名と教育支 援員 4 名の計 12 名体制です。 3 園の合計園児数は、平成 24 年度が、357 名、 平成24年度373名で16名の増となっております。クラス数は、年少が7クラ ス、年中及び年長は、各5クラスで、大磯幼稚園の年少が増えた分1クラス増 となりました。職員数は、園長が2名、教頭が3名、一般教諭が16名でうち 5 名が臨任教諭です。その他に園務整備員が 3 名と、教育支援員が 12 名とな っております。次に保育園ですが、平成24年度が合計で98名、平成25年度 が 97 名ということで、1 名減となっております。また、クラス数は 0 歳児~5 歳児まで各1クラスの合計6クラスです。職員の体制は、園長がたかとり幼稚 園と兼務で、園長補佐が1名、一般保育士が22名でうち14名が臨任保育士と なっており、給食調理員が5名でうち3名が臨任給食調理員で、その他に園務 整備員が 2 名となっております。平成 25 年度の幼稚園・保育園の園児数及び 職員数の状況については、以上となります。

質疑応答)

- 学校教育課教育総務係長) こちらのほうは、総括教諭のほうで24年度末退職者の方が1名と総括教諭から昇格された方1名ほど大磯中学校におりました。また、事務所のほうから、本年度、大磯のほうで3名ほど総括教諭として任命できるような形で配慮いただきまして、大磯中学校に新しく総括教諭が2名、国府中学校のほうに総括教諭1名ということで、今年度、大磯中学校で総数5名、国府中学校で総数6名ということで配置のほうがされております。
- 竹内委員) それはわかりますが、何で5人と6人で違うのか。これは同じ数でなく ていいのですか。同じぐらいの規模の学校だから、同じ数必要なのではないか なと単純に思うのですが。
- 委員長) 基本的には、生徒数、学校の規模で配置されると僕は思います。同じ規模 だと思いますが、多分、基本的には生徒数、学校の規模で何名という基準があ って、ただし、大磯町については人事評価もあって、そこで足らなかったから、

欠員とかという形になっているのではないかと僕は思っています。

- 竹内委員) 言葉は悪いですけど、総括教諭は、各グループのリーダーですよね。該 当者がいなかったととられてもしようがないかなと思います。それが1人少な くて、学校全体としてうまくまとまっていくのかなという、そういう疑問で質 問したわけです。
- 教育部長) 多分、今、竹内委員が言われたグループ、幾つかの部会があって、そこを総括する教諭がいるということで、それは学校の考え方というところがあります。国府中のほうがこれを見ると多いので、国府中が細かくグループ分けをしたかどうか、その辺がわかりませんので、調べてご報告します。
- 委員長) 僕の記憶では、昨年は同数だと思っていました。だから単純に、今、竹内 委員がおっしゃったように、僕も人事評価で落ちたのかなと思ってはいまし た。確認をとってください。
- 教育部長) 国府中が細かくグループ分けをしたという考え方もあるので、ご報告させていただきます。
- 竹内委員) 単に数が合えばいいという問題でもないですから。
- 竹内委員) これはリーダーですから、それにふさわしい人が当たってもらわないと 意味がないことなので、その辺、学校の校長の考え方がどこまで反映してこ ういうことができるのかなというのを教えてもらいたいと思います。
- 青山委員) 同じ表の中で、栄養教諭と栄養職員というところですけれども、これは 各小学校に1人ずつではなくて、2つの小学校の中にそれぞれトータルで1 人ずつということになっていますけれども、この栄養教諭と栄養職員の違い、 また、現実にやっている仕事の違いというのはどんなことなのでしょうか。
- 委員長) これは学校教育課から。
- 教育長) 栄養教諭というのは、当然、教諭がついていますから、教諭の免許証を持っているということで、これは栄養指導とか、教室に入って子どもの指導をできるということですね。その次の栄養職員というのは、栄養士の免許を持ってはいますけれども、子どもに指導をするということは、できないことはないです。担任がそこに一緒にいて、そうすると栄養面とかいろんな給食の指導ができるということ。その免許の違いによって、そういうふうに仕分けをしているということです。
- 青山委員) そうしますと、2つの小学校では、教諭と職員の違いはあるけれども、 子どもたちには同じように、給食のこととかそういうことについては、指導 はできているということでしょうか。
- 教育長) そうですね。内容的には変わらないというか、そのようなことになると思います。ですから、もちろん給食についてのいろんな指導を両方ともやっているということです。
- 青山委員) 同じようにできますか。
- 教育長) はい、そうですね。ただ、名称が違うということで、仕事の内容について は変わらないということです。
- 学校教育副課長) 指導面で申し上げますと、県からの大磯町への栄養教諭の配置は 1名になっております。その1名が、町内のほかの学校もネットワーク校と いうことで回りまして、実際に授業の補助に行き、先生方へのアドバイスと いうようなことを取り組んでいます。

委員長) 主幹がおっしゃったように、本来ならば各学校に配置すべきですが、事情があって、県からは各教育委員会の中に1人ということで配置されています。 今回、あくまでも大磯小学校に1名立てていますけど、県に任されている、 県に来ているというイメージ。したがって、栄養教諭を磯小につけてあって、 逆に職員を国府小につけて、同じような程度じゃないけど、形上はこういう ふうにしているわけです。だから、それは一体となって兼務している、動い ているという意味で、理想ではないですけれども。

青山委員) はい。きちんとカバーできてやられていれば問題ないと思います。

中野委員) この教職員配置人数とは少し離れてしまう話ですけれども、出て行かれた先生とか入って来られる先生というのは、実際に目で見ることができるのですが、ずっといらっしゃる先生については、把握できていないという気がします。関西のほうで、体罰で問題になった先生は、校長先生、教頭先生よりも長かったと。結局、その先生に聞けば何でもわかる、その先生が学校のルールになってしまっているということが後でわかったと。いい先生には、ずっといていただくのは大いに大歓迎ですけれども、そういう悪しき習慣がずっと引き継がれているとか、その先生に聞けば何でもわかる、その先生が学校のルールになってしまっているとか、その悪しき言動をほかの新しい先生方が注意できないというような状況にあるということが見えない気がします。その辺の調査とか聞き取りなんかはされているのかなと心配になりました。

委員長) 今の件は、要望ですか。

中野委員) 要望です。

委員長) 何かありますか。僕もそんな感じをちらっと見たときはあります。あえて言わないですけど。どこの社会でもそういうのは多分あると思います。特に子どもの教育なので、学校というのは聖域というようなイメージに捉えられているところがあって、そこは、本当はそうではないので、その先生の質なり、学校教育課としては、そういうところをきちっと押さえて把握しておいてもらわないといけないかなと思います。要望としてどういうふうにしますか。意見はありますか。

教育部長) それは、異動のサイクルという意味でございますか。

中野委員) そうですね。

教育部長) 基本的には、県のほうの指導で8年サイクルというのがありまして、以前は確かに、部活などの関係で10年以上いるということがありましたが、最近は、県からかなり強く指導されておりますので、現在では、ほとんど7年ぐらいであり、それに合ったような配置換えをしてございますので、その辺は多少解消されているかなと思います。長くても9年、資料を見ますと9年の人もいますけど、大体、それに応じて配置換えをしてございます。

中野委員) そうですか。10年という先生がいらっしゃると聞いたので。それは単な る噂なのですね。

教育部長) 10年以上はおりません。9年が1人いますが、県の方針に合わせた形で、 確かに長いといけませんので、それは人事異動の中で配置換えをしておりま す。

中野委員) ご本人の希望もあると思いますけれども、企業であれば、異動させられ

ない、他に受け入れてくれる職場がないというような人は、ずっと残っているということがたまにありますね。

教育部長) はい、確かにあると思います。

中野委員) そういうのが少し気になりました。

委員長) まあ、そこは多分、今、県の8年サイクルとかいろんな基準があると思います。そこは、凹凸はあるのでしょうけど、極力そういったことを配慮しながら、人事異動は考慮していると思います。

中野委員) はい。

教育部長) 人事異動ですので、全体的に見た中で慎重に、配置換えをやっていきた いと考えております。

委員長) 2ページですが、たかとり幼稚園のクラスが6で、職員数、教諭、一般教 諭が5名で、これは1名足りないというような認識ですか。

子育て支援課長) こちらにつきましては、1名、現在育児休業中で、6月に復帰を 予定していますので、本当でしたら臨任を入れるべきだったのですけれども、 それまでの間、教頭が対応してくれるということでしたので、数字的に合わ ないような形にはなっています。

委員長) わかりました。

報告事項第4号 大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書について

学校教育課長) 報告事項第4号大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書について ご報告させていただきます。

> 表紙を1枚おめくりください。まず、平成25年3月29日付、大磯町立中学 校給食に関する懇話会会長より、中学校給食の実施に係る意見についてとい う文書が出されております。中段以下、大磯町立中学校給食に関する懇話会 での意見ということで、後ほど報告書の説明の中で、これについては朗読さ せていただきますが、結論としましては、なるべく早い時期に自校方式での 中学校給食の実施を希望すると。それまで、自校方式実現までの間、デリバ リー方式を検討する必要があるという文書になっております。もう1枚おめ くりください。こちらが懇話会の報告書になります。表紙をおめくりいただ いて、1ページをお願いします。これについては、全体の構成も含めて概要 の説明をさせていただきます。まず、大きな1番です。懇話会の設置につい て。こちらは、懇話会設置の目的について記載されております。この懇話会 については、大磯町立の中学校における中学校給食の必要性や実施に向けて の課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方を検討するため に設置という記述でございます。大きな2番が、中学校給食検討の背景でご ざいます。まず1つ目の〇として、大磯町の現状について記載されておりま す。現状については、現在、給食としてはミルク給食のみの実施となってお ります。そしてまた、近年、中学校給食については保護者のニーズも高まっ ており、子どもたちの健全な成長を考える上でも中学校給食実施の検討が必 要となってきていること。また、小学校の給食についても、調理室で給食を 実施しておりますが、今後、施設の老朽化等の課題も生じてくるということ

にも触れております。2つ目の○、中学校給食実施に当たっての根拠法令を 挙げております。法令については2点挙げております。1つ目が学校給食法。 これについては、第1条において法の趣旨が記載されております。また、第 4条においては、義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるよう努 めなければならないと明記されていることを述べております。2ページをお 願いします。2つ目が食育基本法でございます。まず、この法律の前文にお いて、食育に対する基本理念を明らかにして、その方向性を示すと。あわせ て地方公共団体も食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進す るよう求めています。また、第20条において、子どもの健全な食生活の実現 及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等、また、地域の特色 を生かした学校給食等の実施等必要な施策を講ずるものとすると記載がされ ております。続いての○で、全国における中学校給食、完全給食の実施の状 況の表になっております。この表にありますように、全47都道府県のうち、 下から2番目、46位となっておりまして、実施率は16.4%と大変低い数字と なっております。3ページをお願いします。○の近隣市町村における中学生 の昼食の状況でございます。実施方法別に県内の市町村の状況が書かれてお ります。大磯町については、家庭からの弁当持参で、お隣の二宮町では給食 センターのセンター方式を用いまして、小・中学校5校の給食を実施してい ることの記述がされております。4ページをお願いします。続いての○で、 食育の観点からという記述になります。中学生の近年の食生活は、食べたい という嗜好を重視する傾向があり、栄養の偏りなどを改善する必要があると 言われております。成長期にある子どもたちに対して、食に対する意識、ま た、正しい知識を習得しまして、生涯を通じて健康的な食生活に関する理解 を深めさせていくため、中学校における食育は重要と言えるとの記述がござ います。続いて、次の○でございます。社会生活の変化の観点からの記述に なります。家庭のあり方も変容されておりまして、核家族化、また両親共働 きの家庭が増加していること、あわせてまた塾に通う子どもが増えているこ となどから、子どもだけで食事をすることが多くなっていると言われていま す。また、朝御飯を食べないで登校する子どもも全国的には増えていると言 われております。このような社会生活の変化の状況が見られます。続いて、 5ページになります。中学生からの聞き取りについての記述です。四角の中 の中学生の主な意見として、お弁当について、経済的で、また好き嫌いがわ からなくてよいという記述。また、お母さんがつくるのが大変だという記述。 また、給食なら温かいものが食べられるので、ぜひそれをしたい。また、コ ンビニ弁当についての記述もございまして、別のコンビニ弁当を持ってくる ことによって、栄養的なバランスもあるので、給食はあったほうがよいとい うような記述がなされております。家庭弁当、給食のそれぞれのよさについ て、また、給食への期待と不安ということが書かれております。6ページを お願いします。6ページは、中学生の昼食のあり方の検討と題して、本懇話 会としては、食育の観点、また保護者の負担軽減、全国の実施状況等を考慮 した場合に、給食施設の整備費等がかかるとしても、中学校給食の実施の方 向で検討していくという検討結果となっております。そして、7ページに移 ります。大きな3番になります。中学校給食実施の検討でございます。具体

的に5つの方式について検討いたしております。1つ目は、単独調理方式。 自校方式と言われる方式。2つ目は、共同調理方式。センター方式と言われ る方式。3つ目は、親子方式。こちらは学校の給食室を活用して調理します が、それを各学校に配送する。それぞれの学校ではなくて、1カ所ないし2 カ所に限定して行う方法です。4つ目はデリバリー方式。こちらは、献立の 作成、また食材の選定、調達については教育委員会が行いますが、民間業者 に委託した給食を各学校に配送する方式でございます。 5 つ目は、業者弁当 方式。単純に民間業者に弁当を発注する方式でございます。この5つの方式 について検討がなされております。それぞれ、中学校給食実施方式別の特徴 と書いてありますが、これはまた後ほど、検討結果の部分でも重複して記載 されていますので、後ほど説明いたします。8ページをお願いいたします。 8ページの中段になります。教育課程等への影響でございます。こちらは、 給食を実施することによって、配膳、片づけの時間が当然かかります。それ によりカリキュラムへの影響が懸念されること、また、各種の放課後の課外 活動・部活動にも影響が出ることについても触れられております。9ページ に移ります。大磯町の財政状況でございます。グラフ化されたもので、歳出 決算額の推移と町税、義務的経費の推移についての表となっております。こ の表から、平成19年度から平成23年度まで記されておりますが、町税につい ては、平成19年度の約54億、平成23年度の約50億と減少傾向にあること。そ れに対し、義務的経費については、平成19年度の75億から平成23年度の85億 と伸び続けていることが記載されております。続いて、10ページをお願いし ます。施設整備、維持管理に係る費用でございます。こちらは他市町村の状 況を参考に概算で算出しております。自校方式から業者弁当方式まで5つの 方式についての施設整備費、また維持管理費についての概算の表となってお ります。最後の一番下の段のところで、教育施設の改修は計画的に実施が必 要であり、小学校の給食施設の老朽化にも今後対応する必要が考えられ、中 学校給食の実施と併せて検討する必要があります。という記述があります。

続いて11ページに移ります。中段の法的規制等の課題でございます。給食 施設を新たに建設または増築するためには、当然のことながら建築基準法、 また都市計画法の法規制がございます。また、その法規制を考慮した上で建 築場所や建築の規模についても検討を要するということが書かれております。 12ページをお願いします。12ページの表については、それぞれの5つの方 式別のメリット・デメリットについての課題のまとめとなっております。こ れも後ほど重なるところがありますのでご説明差し上げます。それでは、13 ページに移ります。13ページは中学校給食実施方法別の検討でございます。 懇話会ではこの5つの実施方法別に検討を加え、それぞれのメリットやデメ リットについて記述がされております。まず、1つ目の自校方式についてで す。栄養バランスや食物アレルギーへの対応、また、食育の推進を図ること ができると。また、衛生的でもあり、大変有益であると。給食施設の整備費 については大きくかかることが予想されますが、大磯町については、中学校 給食の実施方法に最も適していると記載されています。2番のセンター方式。 これについては、栄養バランス、食物アレルギーへの対応、食育の推進、こ れについては自校方式と同じように図ることができると。ただ、配送時間が

かかる点、また、給食施設の整備費も大きくかかることから、大磯町においては実施には適さないと記述されています。3つ目の親子方式。これは栄養バランス、食物アレルギーへの対応、食育の推進、これはともに図ることができる。ただ、センター方式と同様に配送時間がかかる点、給食施設の整備費も大きい点から、大磯町には実施方法には適さないと記述されています。

4番目のデリバリー方式です。整備費の負担は少ないと。また、比較的短 時間で導入しやすい。また、栄養バランスについてもある一定は図ることが できるという利点です。ただ、アレルギー対応や食育を推進することは難し い方式と見ています。また、配送時間がかかるなどの課題もございます。し たがって、大磯町における中学校給食の実施方法には適さないと結論づけら れております。14ページをご覧ください。5つ目の業者弁当方式。これは、 栄養バランスやアレルギー対応、食育の推進を図ることはできないと。した がって、大磯町の中学校給食の実施方法には最も適さない方法であるという 結論としております。次いで、15ページになります。4の懇話会における中 学校給食の考え方、これが懇話会の結論になります。朗読させていただきま す。当懇話会では、弁当の持参によりアレルギー体質や疾病時等の子どもの 状況に応じた対応が可能であり、家庭の絆を深めることができるというメリ ットを認めつつも、子育てに携わる保護者の負担を軽減し、食生活の改善と いった食育の観点や多様な家庭環境にある児童生徒の増加等による社会の変 化に対応するため、中学校給食実施のニーズが高まっているという認識に至 りました。当懇話会では、5つの中学校給食の実施方法についてメリット、 デメリットやそれぞれが課題等を議論した結果、給食施設の整備費等課題が あり、給食実施まで時間がかかることも考えられるが、食育を推進するため にもなるべく早い時期に自校方式での中学校給食の実施を希望する。との意 見になりました。併せて、課題解決後、自校方式実現までの間、弁当を持っ てくることが困難な生徒の対応として、デリバリー方式を検討する必要があ る。との意見になりました。5番として、その他でございます。アンケート の実施について、でございます。当初、アンケートについては12月ごろに実 施を計画しておりました。懇話会での検討の結果、アンケートの実施前に、 中学校給食の必要性や課題等の周知をまず行うべきとの意見が多く出されま したので、アンケートの実施を見送っております。最後になります。16ペー ジ以降は資料となります。懇話会の設置要綱、18ページ・19ページが懇話会 の経過と、学校給食法、食育基本法の抜粋となってございます。 概要の説 明は以上になります。

(質疑応答)

中野委員) まさにこのとおりで、特に中学生からの聞き取りですとか、委員からの ご意見等も本当に、まさにおっしゃるとおりだなあという思いで読ませてい ただきました。私が一番気にしているのは、やはりアレルギー対応と、あと 栄養バランスです。その辺が守られるのであればいいなとは思いますけれど も、保護者の意見にありましたように、そちらですごく費用がかかるようで あれば、ほかのところに回していただきたいという意見もありましたし、今、 大磯が弁当でやるとそういう強い意思とかポリシーを見せてくれるのであれ

ば、それに従うとおっしゃる方もいらっしゃいます。よそから来られた保護者、大磯は環境がよいということで引っ越してこられた保護者は、町のあらゆる面を厳しく評価されて当然です。私は地元なので、大磯町は、環境はいいけど行政はだめだねと言われると非常に残念な思いをするのですが、委員からの意見の中にもそのようなことが書いてありまして、これはどうすべきなのかなという非常に悩ましい思いがしました。単なる意見です。

- 青山委員) 私も意見ということになりますけれども、この懇話会が、昨年の10月でしたか、ずっと議論を重ねていただいて出た報告の内容ですけれども、教育委員会としても、この報告を十分踏まえて、協議をどんどん重ねていかなくてはいけない内容だと思います。私としては、食育基本法の中にありますけど、魅力ある食育というものを目指したいと思います。でも、具体的にどうするかということを考えると、この中で読ませていただくと、さまざまなハードルがあるということをすごく実感いたします。13ページの方法別の検討のあたりを見てみますと、いろんな方式について、文の最後に、適しません、適しません、という言葉が繰り返されているのですけれども、この適しませんという判断は、事務局のほうでなされたということなのでしょうか。それとも、懇話会の皆さんが考えて、適さないという判断になったのかということをお伺いしたいです。
- 教育部長) 報告書ですので、確かにいろいろな規制とかメリット・デメリット、あるいは課題ですか、これは事務局のほうから説明してございます。それを受けて委員からは、それなら適さないのではないかと。基本的には委員会の意見として出た言葉で、最後に適さない、適しているという言い方をここで表現をさせていただきました。
- 青山委員) やはりこういうふうに字にしてしまうと、一つ一つ選択肢が打ち消されているという感じなので、では、これ以上議論の余地というのはないじゃないかという印象を持たれてしまうのですけれども、決してそういう段階ではないと思います。今後どういうふうに協議していくかということを、まずその段階から始めて、早急にお話を進めるというか議論を始めていかないと、これ以上先延ばしができない課題だと思います。その辺をどうするか、意見を出し合ったらいいと思います。
- 竹内委員) 全体的にはいろんな方面から報告書としてまとめられてあって、委員の 人たちが率直に意見を出し合った結果が反映されているかなというふうに受 けとめました。ご苦労さまでした。結論的に言うと、この懇話会としての結 論は、できるだけ早く自校方式でやってくれと。ただし、いろんな条件をク リアしなければいけないので、当面はデリバリー方式でやったらどうかとい うふうな結論と受けとめていいのですかね。この報告書の中身は。
- 教育部長) 竹内委員おっしゃるとおり、最終的には費用面はかかるが、懇話会としては、自校方式で望むと。それまでの期間の話もいろいろ議論されました。かなりの期間がかかるのではないかという話も出ました。今の時代、確かにいろいろな家庭がありますので、お弁当を持ってこられない家庭もあるので、その辺の家庭も考慮した中で、完全給食とは言えないが、その期間、デリバリー方式を検討してほしいという、そういった意見です。
- 竹内委員) 今、職務代理のお話のように、我々もこれから鋭意この問題について検

討していかなければいけないなというふうには思っています。事務局としてですが、この後の流れというか、行程が多少わかれば教えてもらえればと思います。

教育部長) これからのスケジュールについては、まず、アンケートということがあ ります。事務局として実施を考えていましたが、懇話会の中では、時間がか かるというのもございますし、もっと周知すべきではないかと。周知は、全 町民にやれば別ですが、特定した保護者とかお子さんとかを抽出した中のア ンケートですので、その方たちに対し、周知というような話もしましたが、 それは全部に周知したほうがいいのではないかということで、これは見合わ せたほうがいいということになりました。しかし、町民の代表の方を含め14 名出席して議論しましたが、教育委員会の議論では、これに出てこられない 方々、お子さんとか保護者、教員も含めた意見も必要ではないかというふう に考えてございます。アンケートについては、教育委員会の中でテーブルに 乗せたいと思います。事務局としては、アンケートを実施したいというふう に考えてございます。また、方法別の課題の整理、こちらのほうもかなり細 かく記述していますが、この辺をもう少し細かく、法規制とか、あるいは費 用面なども含めて、さらに細かく教育委員会としては整理、確認したいと考 えてございます。これは小学校給食に連動していますので、その辺のあり方 も、給食調理員の正規職員は、今は採用していませんので、臨時職員で雇っ ています。将来的に児童数の推移もございますので、小学校給食は委託化す るかとか、その辺のあり方も含めた中で、小学校と中学校は連動しています から、そこも一体となって考えなければいけないということもございます。 当然、費用面も、先ほど言いました課題の整理で、これを見るとかなりかか りますので、これについてももうちょっと細かく精査をしたい。これはあく までも他市町の状況を参考にして概算してございますので、実際大磯町では、 それぞれ幾らかかるのかということと、法的規制も含めて、本当に無理なの かということを含めて、さらに細かく検討する必要があると思っています。 それから、導入市町の視察も考えております。例えば自校方式だと山北町と か開成町、松田町がやっています。センター方式では、二宮町がやっており、 二宮町は見られますので、その辺も視察したい。当然、デリバリー方式も愛 川町とかがやっていますので、この辺は幾つかと思います。教育委員会とし て視察をしたいという考えでございます。最終的には、方向性を教育委員会 で出したいということで、期間的には、議会へもお話ししましたが、25年度 の前半、夏ぐらいまでには何とか出したいなと思っています。これは、事務 局のほうの考えですので、検討状況によっては、さらにずれる可能性もござ いますが、できるだけ早く、25年の夏ぐらいまでには出したいと、そのよう なスケジュールで考えてございます。

委員長) この懇話会の報告書については、各委員同じですけど、私も、多分理想形としてはこの形だろうなというのはわかる。教育委員の皆さんの意見と私の意見も同じで、懇話会の委員の方のまとめた報告書にあるように、これに対して、そんなイメージになるだろうなという意見は持っています。ただ、少し厳しいことを言うと、これは6回やっていますが、その前に、この報告書は非常に、言葉を悪く言うとある意味では机上の議論だけなのです。なぜか

というと、アンケートを6回あるうち2回、2回とプラス0.5か何かわからな いけど、第1回と2回、3回で、アンケートについてどうやろうかという議 論をされているわけです。結果的に通っていないのですが、さっき言った、 アンケートをとる前に事前の周知がどうのこうのという話について、僕は全 くそれがよく理解できないところがあって、なぜそういう議論になったのか。 本来であれば、この報告書の中に客観的なデータ、少なくともアンケートを とって、生徒なり先生なり保護者なり、各層のバランスのとれたアンケート のデータを踏まえて出してくるなら、僕はある程度理解はできるけども、全 くそういう背景もなくて、ただ、委員の中の机上の論理で出してきていると いうのは、さっき青山さんも言ったように、これは適さない話になってきて いるわけですが、そういう意味で、この報告書は不十分だと思います。これ を我々が受け継ぐのだけれども、我々の中でアンケートを当然やることにな ると思います。懇話会ではそういうふうにしてくれという話だけども、結果 的にそれは、自校方式はできませんという結論になるかもしれない。そうな ったときに、我々の根拠としては、こういったアンケートをとって、これで 客観的なデータから、例えば現在、小学校給食では、年間何日給食があり、 そのために係る人件費を含む運営費がいくらで、給食費徴収がいくらで、ど のような収支バランスになっているかを踏まえ、中学校で給食をする場合に、 1年の間で、休みとかを除いて学校に登校する日にちから計算して、多分180 日ぐらいしかないのかなと思いますが、そこから計算してかかる費用とか数 字的な論拠、私はそれを要求するつもりであって、まず、今、論理的に数字 から僕は追っていく考えでいます。個人的な意見ですが。それと、費用対効 果が出てくる話だし、客観的な意見も踏まえて、総合的に判断を僕はしてい くつもりであって、それが結果的にこれと全く逆のだめです。という話にな る可能性もある。それでも構わないということですね。

- 教育部長) 懇話会の意見が基本となりますが、最終的には、先ほど言いましたとおり、まだ、教育委員会として細かく議論をする必要があり、費用面もそうですし、費用面も細かいところをお話ししましたが、全体の進行上、難しいところで、この懇話会で費用面を出したところ、行政が出すと結局、費用がかなりかかる、法的規制もあり難しい。議論にならないのではないか。だったら、こういう懇話会を設置しなくてもいいんじゃないかという話も出ましたので、費用面はある程度出した中で、前向きに考えてみるというような流れになりました。懇話会は一般の保護者が多いですので、最終的には、中野委員がおっしゃったように、今の保護者の実際の理想というか、自校方式を望むということの結果が出たところです。委員会としては、これを基本としますが、そのほか先ほど言いましたアンケートとか、あるいは細かい費用面とか、視察も含めてですが、それらの議論の必要がございます。当然、結果的にもっと総体的な結論として、自校方式ではなく、例えば弁当方式で。ということになっても、それは教育委員会の方向性ですので、それはいいと私は思います。
- 委員長) それはわかりました。ただ、僕が期待したのは、もう少し、当然費用の話 もこの懇話会の中でやらないといけないですね。費用を含めて客観的に皆さ んがどう思っているかを踏まえて議論しないと、出てきた報告書というのは

信憑性がなくなると思っています。だから、費用がかかるけれども、現状、アンケートをとって、全体的な、客観的に見える数字がこうなっています、したがって我々としてはこうだから、かかったとしても費用対効果で最もいいバランスが出るように、例えば自校方式で採用しますよというふうになるかもしれない。僕はそういうのが欲しかった。この懇話会の中で。だから、少し趣旨がずれていると思っています。

- 教育部長) 確かに費用も出したことによって、費用面のこととか法的規制を皆さん 受け入れられたので、それについてはある程度費用がかかることは、皆さん 認識されました。それだけかかるのですかということで。ここにも意見で細 かく出ている部分がありますが、例えば給食にお金を使うことによって、教 育費全体の予算が回らなくなるのではないかと。報告書には、義務的経費と かも出ています。それもある程度受けとめていただきました。要は、学校給 食というと一つの費用になってしまいますので、当然、教育費全体とすれば、 人的な問題とか施設の整備とかに、回らなくなってしまうのではないかとい う懸念も各委員はしてございました。ただ、費用面についてはこれだけかか るということは、この14人の方は一応認識しました。ただ、現在の状況では、 弁当をつくりたくてもつくれない家庭があるのではないかという、社会情勢 の変化とか、何回か記述がされていますが、その家庭の人たちも救ってやら なければいけないのではないかなということと、食育のことも出ました。栄 養士がきちんとした中で、同じような食事を提供するのが今の時代ではない かと。学校給食法、食育基本法も見た中で、やはり自校方式を選択したとい うことの懇話会ですので、その辺は教育委員会としては細かく精査していく 必要もございます。先ほどの私の答弁に重複しますが、それはまた教育委員 会として別の角度からの方向性でもいいと思います。
- 委員長) そこは十分私もわかっています。そこはもうわかった上での話であって、 だから、僕の意見としては、この懇話会報告書については不十分だと思って います。客観的な見解が全くない。
- 教育部長) 確かにアンケートはここで必要だったと事務局としても思っていますが、 なかなかその後の話が、懇話会の会議自体が進んでいかない部分がございま した。アンケートは、懇話会では別にやらなくてもいいんじゃないという話 ではなかったと思います。この辺、もう少し周知すべきではないかというこ との意見が前段で出ており、議論は、かなりありました。
- 委員長) この中身は、決して否定しないので、このとおりなのだと思っています。 だから、我々が判断する上でも、やはりもう少しそういった客観的なデータ が欲しかったなという話であって、決して否定しているつもりは全くない。 だから、いろいろ言葉の端々の中に、これは大磯町では当てはまらないとか 書いてあって、それに対して一つ一つここで反論してもいいですが、それに 対してはこうすればいいでしょうというのは言えるわけ。だから、主観的な 意見に逃げている気がしたので、あえて言わせてもらいました。これを踏ま えて我々は真剣に取り組まなければいけないので、そこは事実がこうなので、出てきた報告書に基づいて淡々とやっていけばいい話。だから、あくまでも 理想としては自校方式というのは僕は否定はしない。けれども、やはり全体 論からいって、数字的な根拠も踏まえて、費用対効果ということで決断して

いく。僕はそう思います。ほかの委員はよくわからないけれども。

- 中野委員) 確かにアンケートを頼む側から持っていく資料としては、例えば、栄養バランスがよいメニューと言われても、大体家でつくっているのはこうだからこうなのかなという想像でしか回答ができません。これを見て、アンケートを持っていく側、話を持っていく側の手持ち資料としてはちょっと曖昧な気がしました。これを見ていると、栄養バランスがよい。イコール、アレルギーにも対応できる。食育推進が最も図れる。これ3つは一緒じゃないかなという気がします。羅列して、すごいメリットが多いように見えますけど、そうでもないかなという気もしました。アンケートする前の事前の準備というのが少し曖昧な感じもしました。今、委員長に言われて気がつきました。
- 委員長) みんな違う意見があってもこれはいいと思っている。違う意見がないと進まない話なので、そこは十分、我々も含めてみんなそれぞれ思いもあるだろうし、ここは違うんじゃないのという部分もあると思う。だから、そこをどうまとめていくかというのが、教育委員会の中の委員の話だと思っています。だから、最初これを受けて、ここは違うかな、ここはそうだなというようなことは、当然あってもいいと思っています。余談ですが、6回しかない大事な懇話会の中で、なぜ2回もアンケートのことを議題としながら何もやらなかったのか。やる、やらないで終始したのですか、2回とも。
- 学校教育課教育総務係長) 懇話会の第2回、第3回の部分で、アンケートについて、 を議題として取り上げて話を進めたのですけれども、途中まで、やはりアン ケートは必要ではないかということで、対象者はどういった方にアンケート をとるかですとか、どういった設問でアンケートを実施していくかというこ とで順調に話が進んでいたのですけれども、話が進むにつれて、ある委員さ んのほうから、代表として今来ているのだけれども、やはり民意としては、 いろんな方に聞いても、自校方式として進めていただきたいというご意見が 多かったということで、どんなアンケートをとったとしても結果が見えてい るので、アンケートをとるというよりも、今私たちが初めて知ったような詳 しい資料を出してまずは内容を周知し、その後、アンケートのことを考えて いけばいいのではないか。というような流れに終始してしまいました。事務 局のほうでも、そういうことではなくて、アンケートとしては、もちろんこ ちらの懇話会の意見をまとめて、教育委員会に上げるに際しての資料として、 大事な部分なので、ぜひともということも言いましたが、事務局として、誘 導してはいけませんので、いろいろ説明をしながら会を進めましたが、2回 の懇話会の中で、収拾がつかなくなってしまいました。 3月末までの限られ た回数の中での懇話会でしたので、一旦アンケートの議題は残し、違う議題 に進ませていただいた結果、このような形で会がまとまってしまったという 経過でございます。
- 委員長) 今聞いて、進め方は、まずいと思います。それでは全く恣意的に引っ張られたという感じですよね。アンケートをとる前にこういった数値を町民に知らせるべきだというのは、逆だと思います。まず、学校給食について現状はこうで、こういうことでご意見をいただきたいというものであって、それを受けてきたものを踏まえて、次のステップでいろいろ検討した結果、これを費用等、投資の額とかこういったものを含めて、それを介してというならわ

かりますが、先に、自校方式がいいからといって、何か基本的に結論ありき で持っていかれたような議論になっているという気がします。

- 学校教育課教育総務係長) 懇話会でアンケートをとるのは難しい状況にはなりましたけれども、今後、教育委員会の事務局としてアンケートは実施していきたということは、最後に委員の方に話をさせていただいております。懇話会でのアンケート実施というのは見送ってしまいましたけれども、事務局としてアンケートは必ず実施したいと考えております。
- 竹内委員) アンケートは逆に言うと、懇話会としてやったほうが自由に町民は答えられるかなと。教育委員会という名前がついてしまうと、ある方向に誘導されているような感じで受けとめてしまう人もかなりいるかなと思います。さっきから委員長が言っているように、せっかくこれだけ検討したのだから、どういう結果になろうとも、アンケートはやっておいたほうがよかったなと思います。
- 委員長) 僕も同じ意見です。懇話会としてやるべきではなかったかなと思います。 結果こうだから、何を言ってもしようがないですが、ただ、やっぱり進め方に少し課題はあったと思います。例えば、その状況を逐一とは言わないけれども、中間的に教育委員会の中でもそういう報告があってしかるべきだったかもしれない。それで方向修正していくとか、そういうのはあってもよかったのかなと思います。少しそれたかもしれませんが、報告なので、もう結果は出てしまったので、これを受けて我々が検討していくのですが、結構シビアな議論をしていく予定でいますので、そのつもりでいてください。

その他

- 委員長) 教育委員会にも関係することなので、旧吉田茂邸再建の関係で、利用検討 委員会が始まっていますが、今まで、事務局として都市計画課と教育委員会 が出ていましたが、この4月で主管課が都市計画課から産業観光課に変わり ました。何故、主管課が、都市計画課から産業観光課に変更になったのかそ の辺何か聞いていますか。
- 学校教育課長) 平成 24 年度までに、都市計画課の中に旧吉田茂邸再建担当が2人体制でいました。25 年度から産業観光課の中に旧吉田茂邸再建担当兼観光推進の担当主幹を設置しています。前年度と同じ方が担当しています。その配置換えの主旨としては、旧吉田茂邸再建ということで博物館としての再建をやっていく主旨は変わってはおりません。それに加えて、産業観光は、神奈川県のほうに観光の核に手を挙げて認定されたこともありましたので、旧吉田邸、城山公園、また町全体の観光も含めて観光を推進して一緒にやっていこうという主旨で、観光と結びつけて配置換えを行ったということです。
- 委員長) 一緒になってやっていこうというのは分かります。旧吉田茂邸再建について、当初、都市計画課がメインで動いていて、国から事業費の1/2の補助を受けることとなっていますが、これは、多様な事業を総合的にバックアップすることとして、国交省予算の社会資本整備総合交付金として一括で渡して、その中で市町村が柔軟に使えるようにしましょうというものです。その中で特に、総合交付金の中に住宅・社会資本の整備の枠組みというのがあっ

て、その中に、基幹事業と関連社会資本事業からなっているが、今回の補助 金は、基幹事業の中の都市公園及び住環境整備事業に該当するものである。 このことから、大磯町は、この補助金申請を都市整備課が、神奈川県県土整 備部都市計画課に申請を行い、県は、国交省住宅局に申請しているはずです。 そもそも、国が交付する補助金については、補助金適正化法に基づき、補助 金の交付の目的に従って、誠実に補助事業を行うこととなっています。もと もとの主旨が再建なので、観光とは切り離していたはずです。スタートした ときの申請の流れを突然、観光に変えるとすると、補助金適正化法に反して いるのではないか。都市計画課は、地方自治法が規定する本来の地方自治の 公務を行う組織であるが、産業観光課は、平成 18 年改正の観光立国推進基本 法第 26 条に規定している、行政組織の整備及び行政運営の改善に基づき設置 された組織である。産業観光課の業務は、観光推進をミッションとしている と考えています。元々の補助金申請の主旨から考えると、産業観光課が所管 することは、理解できない。まずは再建をして、その後、観光に使うために 産業観光課に所管を移しますよというのなら理解ができますが、少し疑問が ありますが、その辺どう思われますか。

- 学校教育課長) おっしゃる主旨は分かります。基本的には、再建自体、もともとの都市計画課でやっていた事業を引き継ぐ形です。まずは、旧吉田茂邸の再建が目的ですので、補助金の主旨は今までと変わりません。今回、委員長がおっしゃるとおり、再建してから観光で活性化するというのが、最終的な目標ですので、区切りがつけば分かりやすかったのですが、今回、観光立町として第4の核ということもありましたので、町内外にアピールする意味でも2つの担当を1つにしたということがあります。ですから、旧吉田茂邸再建担当と観光推進の主幹というのを並列させていただいて、人数的な配置もありまして、担当は1人ですけれども、2つの目的を一緒にして活性化していこうということで、まずは再建。次に繋げる観光ということで、補助金の面での区分けは出来ていると思っています。
- 委員長) 本来の事業費の1/2補助ですが、再建の費用としてきますが、社会資本 整備総合交付金として、基幹事業の効果を一層高めるための効果促進事業、 ソフト事業の補助金がありますが、このソフト事業の補助金はどうなってい ますか。
- 生涯学習課長) 27 年度に向けて、年度ごとに吉田茂並びに地域の郷土を知るための 方策としてのソフト事業として、講座ですとか、映像の作成ですとか、そう いうものを資料館、生涯学習課としての事業の中に組み入れて、それを交付 金の中に含めていただいています。
- 委員長) あるのであれば結構です。補助金の目的、主旨をきちっと振り分けながら やっていただきたい。
- 教育部長) 次回の定例会は5月15日水曜日午前9時から郷土資料館研修室で行います。また、国府中学校の学校訪問があります。よろしくお願いいたします。 (閉会)
- 会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成25年5月15日

委	員	長						
委員長	:職務代	理者						
委		員	·					
禾		昌						-